

－ 審査事務規程の第50次改正 －

灯光の色に関して測定機器を使用した審査方法に関する規定の追加

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、灯光の色に関して測定機器を使用した審査方法を規定することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成21年6月8日（改正概要の2. は平成21年6月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 灯光の色に関する測定方法等の規定

- (1) 車幅灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の灯光の色について、視認により赤色又は橙色でないおそれがあると認められる場合に、測定機器により審査を行う旨を規定した。（4-63、4-66、4-69、4-70、4-71、4-72、4-76、4-77、4-79、4-80、4-81、5-63、5-66、5-69、5-70、5-71、5-72、5-76、5-77、5-79、5-80、5-81）
- (2) 灯光の色の測定方法として、測定機器、測定条件、灯光の色（赤色及び橙色）の判定基準を規定した。（別添9）

2. 並行輸入自動車審査要領の改正

二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表について、適合型式の追加を行った。（別添2別表2）

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（<http://www.navi.go.jp/>）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新	旧
<p>4-63 車幅灯 4-63-1 (略) 4-63-2 性能要件 4-63-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、橙色であつてもよい。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-63-2-2 テスタ等による審査</p> <p><u>4-63-2-1(1)②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定したした色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、同規定に適合するものとする。</u></p> <p>4-63-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-63-2-1(1)〔大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、4-63-2-1(1)③に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては4-63-2-1(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあつては4-63-2-1(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられた側方灯が4-63-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては4-63-2-1(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられていること。</p>	<p>4-63 車幅灯 4-63-1 (略) 4-63-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、橙色であつてもよい。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-63-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-63-2(1)〔大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、4-63-2(1)③に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては4-63-2(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあつては4-63-2(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられた側方灯が4-63-2(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては4-63-2(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>ただし、自動車の構造上、4-63-2(1)③に規定する範囲において、すべての</p>

ただし、自動車の構造上、4-63-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4-63-4 (略)

4-63-5~7 (略)

4-63-8 (略)

4-63-8-1 (略)

4-63-8-2 性能要件

4-63-8-2-1 視認等による審査

4-63-9-2-1に同じ。

4-63-8-2-2 テスタ等による審査

4-63-9-2-2に同じ。

4-63-9 (略)

4-63-9-1 (略)

4-63-9-2 性能要件

4-63-9-2-1 視認等による審査

車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①~② (略)

③ 車幅灯の灯光の色は、白色、淡黄色又は橙色であり、そのすべてが同一であること。

④ (略)

4-63-9-2-2 テスタ等による審査

4-63-9-2-1③の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-63-9-3 取付要件

(1) 車幅灯は、4-63-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①~⑥ (略)

(2) (略)

4-66 側方灯

4-66-1 (略)

4-66-2 性能要件

4-66-2-1 視認による審査

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するも

位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4-63-4 (略)

4-63-5~7 (略)

4-63-8 (略)

4-63-8-1 (略)

4-63-8-2 性能要件

4-63-9-2に同じ。

4-63-9 (略)

4-63-9-1 (略)

4-63-9-2 性能要件

車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①~② (略)

③ 車幅灯の灯光の色は、白色、淡黄色又は橙色であり、そのすべてが同一であること。

④ (略)

4-63-9-3 取付要件

(1) 車幅灯は、4-63-9-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①~⑥ (略)

(2) (略)

4-66 側方灯

4-66-1 (略)

4-66-2 性能要件 (視認による審査)

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するも

のでなければならない。(保安基準第35条の2第2項関係、細目告示第48条第1項関係、細目告示第126条第1項関係)

① (略)

② 側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であってもよい。

③～⑤ (略)

(2) (略)

4-66-2-2 テスタ等による審査

(1) 4-66-2-1(1)②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

(2) 4-66-2-1(1)②のただし書の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-66-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～⑪ (略)

⑫ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-66-2-1(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、4-66-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-66-2-1(1)③及び④の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が4-79-2-1(1)③表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-66-2-1(1)③及び④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4-66-4～5 (略)

4-66-6 (略)

4-66-6-1 (略)

のでなければならない。(保安基準第35条の2第2項関係、細目告示第48条第1項関係、細目告示第126条第1項関係)

① (略)

② 側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であつて尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であってもよい。

③～⑤ (略)

(2) (略)

4-66-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～⑪ (略)

⑫ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-66-2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、4-66-2(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-66-2(1)③及び④の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が4-79-2(1)③表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-66-2(1)③及び④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4-66-4～5 (略)

4-66-6 (略)

4-66-6-1 (略)

4-66-6-2 性能要件

4-66-6-2-1 視認等による審査

4-66-7-2-1に同じ。

4-66-6-2-2 テスタ等による審査

4-66-7-2-2に同じ。

4-66-6-3 取付要件

(1) 側方灯は、4-66-7-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-66-7 (略)

4-66-7-1 (略)

4-66-7-2 性能要件

4-66-7-2-1 視認等による審査

(1) 側方灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 側方灯の灯灯光の色は、前部又は中央部に備えるものにあつては橙色、後部に備えるものにあつては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはそのすべてが同一であること。

(2) (略)

4-66-7-2-2 テスタ等による審査

(1) 4-66-7-2-1(1)③の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

(2) 4-66-7-2-1(1)③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-66-7-3 取付要件

(1) 側方灯は、4-66-7-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-69 尾灯

4-69-1 (略)

4-69-2 性能要件

4-69-2-1 視認等による審査

(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に

4-66-6-2 性能要件

4-66-7-2に同じ。

4-66-6-3 取付要件

(1) 側方灯は、4-66-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-66-7 (略)

4-66-7-1 (略)

4-66-7-2 性能要件

(1) 側方灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 側方灯の灯光の色は、前部又は中央部に備えるものにあつては橙色、後部に備えるものにあつては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはそのすべてが同一であること。

(2) (略)

4-66-7-3 取付要件

(1) 側方灯は、4-66-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-69 尾灯

4-69-1 (略)

4-69-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、

関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係)

- ① (略)
 - ② 尾灯の灯光の色は、赤色であること。
 - ③～④ (略)
- (2) (略)

4-69-2-2 テスタ等による審査

4-69-2-1 (1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-69-3 取付要件 (視認等による審査)

- (1) (略)
- ①～⑨ (略)
 - ⑩ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-69-2-1 (1) (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあつては、4-69-2-1 (1)③に係る部分を除く。) に掲げる性能 (尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-69-2-1 (1)③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 4-69-2-1 (1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては 4-69-2-1 (1)③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。
- ただし、自動車の構造上、4-69-2-1 (1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- (2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。
- この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた尾灯に係る 4-69-2-1 (1)③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。
- ア～エ (略)
- (3) (略)

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係)

- ① (略)
 - ② 尾灯の灯光の色は、赤色であること。
 - ③～④ (略)
- (2) (略)

4-69-3 取付要件 (視認等による審査)

- (1) (略)
- ①～⑨ (略)
 - ⑩ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-69-2 (1) (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあつては、4-69-2 (1)③に係る部分を除く。) に掲げる性能 (尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-69-2 (1)③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 4-69-2 (1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては 4-69-2 (1)③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。
- ただし、自動車の構造上、4-69-2 (1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- (2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1)の規定にかかわらず、(1)②の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。
- この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた尾灯に係る 4-69-2 (1)③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。
- ア～エ (略)
- (3) (略)

4-69-4 (略)
 4-69-5 (略)
 4-69-5-1 (略)
 4-69-5-2 **性能要件**
 4-69-5-2-1 **視認等による審査**
4-69-8-2-1に同じ。
 4-69-5-2-2 **テスト等による審査**
4-69-8-2-2に同じ。
 4-69-5-3 (略)
 4-69-6 (略)
 4-69-6-1 (略)
 4-69-6-2 **性能要件**
 4-69-6-2-1 **視認等による審査**
4-69-8-2-1に同じ。
 4-69-6-2-2 **テスト等による審査**
4-69-8-2-2に同じ。
 4-69-6-3 **取付要件**
 (1) 尾灯は、4-69-8-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 ①～④ (略)
 (2) (略)
 4-69-7 (略)
 4-69-7-1 (略)
 4-69-7-2 **性能要件**
 4-69-7-2-1 **視認等による審査**
4-69-8-2-1に同じ。
 4-69-7-2-2 **テスト等による審査**
4-69-8-2-2に同じ。
 4-69-7-3 **取付要件**
 (1) 尾灯は、4-69-7-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 ①～⑥ (略)
 (2) (略)
 4-69-8 (略)
 4-69-8-1 (略)
 4-69-8-2 **性能要件**
 4-69-8-2-1 **視認等による審査**
 (1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ①～② (略)
 ③ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

4-69-4 (略)
 4-69-5 (略)
 4-69-5-1 (略)
 4-69-5-2 **性能要件**
4-69-8-2に同じ。

 4-69-5-3 (略)
 4-69-6 (略)
 4-69-6-1 (略)
 4-69-6-2 **性能要件**
4-69-8-2に同じ。

 4-69-6-3 **取付要件**
 (1) 尾灯は、4-69-8-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 ①～④ (略)
 (2) (略)
 4-69-7 (略)
 4-69-7-1 (略)
 4-69-7-2 **性能要件**
4-69-8-2に同じ。

 4-69-7-3 **取付要件**
 (1) 尾灯は、4-69-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 ①～⑥ (略)
 (2) (略)
 4-69-8 (略)
 4-69-8-1 (略)
 4-69-8-2 **性能要件**
 (1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ①～② (略)
 ③ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

(2) (略)

4-69-8-2-2 テスタ等による審査

4-69-8-2-1 (1)③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-69-8-3 取付要件

(1) 尾灯は、4-69-8-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-69-9 (略)

4-69-9-1 (略)

4-69-9-2 性能要件

4-69-9-2-1 視認等による審査

4-69-10-2-1に同じ。

4-69-9-2-2 テスタ等による審査

4-69-10-2-2に同じ。

4-69-9-3 取付要件

(1) 尾灯は、4-69-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-69-10 (略)

4-69-10-1 (略)

4-69-10-2 性能要件

4-69-10-2-1 視認等による審査

(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

(2) (略)

4-69-10-2-2 テスタ等による審査

4-69-10-2-1 (1)③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-69-10-3 取付要件

(1) 尾灯は、4-69-10-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

(2) (略)

4-69-8-3 取付要件

(1) 尾灯は、4-69-8-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-69-9 (略)

4-69-9-1 (略)

4-69-9-2 性能要件

4-69-10-2に同じ。

4-69-9-3 取付要件

(1) 尾灯は、4-69-9-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-69-10 (略)

4-69-10-1 (略)

4-69-10-2 性能要件

(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

(2) (略)

4-69-10-3 取付要件

(1) 尾灯は、4-69-10-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-70 後部霧灯

4-70-1 (略)

4-70-2 性能要件

4-70-2-1 視認等による審査

(1) 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の2第2項関係、細目告示第51条第1項関係、細目告示第129条第1項関係)

① (略)

② 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

③ (略)

(2) (略)

4-70-2-2 テスタ等による審査

4-70-2-1(1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-70-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑬ (略)

⑭ 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-70-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4-70-4 (略)

4-70-5 (略)

4-70-5-1 (略)

4-70-5-2 性能要件

4-70-5-2-1 視認等による審査

4-70-6-2-1に同じ。

4-70-5-2-2 テスタ等による審査

4-70-6-2-2に同じ。

4-70-5-3 取付要件

(1) 後部霧灯は、4-70-5-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-70 後部霧灯

4-70-1 (略)

4-70-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の2第2項関係、細目告示第51条第1項関係、細目告示第129条第1項関係)

① (略)

② 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

③ (略)

(2) (略)

4-70-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑬ (略)

⑭ 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-70-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4-70-4 (略)

4-70-5 (略)

4-70-5-1 (略)

4-70-5-2 性能要件

4-70-6-2に同じ。

4-70-5-3 取付要件

(1) 後部霧灯は、4-70-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-70-6 (略)

4-70-6-1 (略)

4-70-6-2 性能要件

4-70-6-2-1 視認等による審査

(1) 後部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

(2)～(3) (略)

4-70-6-2-2 テスタ等による審査

4-70-6-2-1 (1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-70-6-3 取付要件

(1) 後部霧灯は、4-70-6-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-71 駐車灯

4-71-1 (略)

4-71-2 性能要件

4-71-2-1 視認等による審査

(1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の3第2項関係、細目告示第52条第1項関係、細目告示第130条第1項関係)

① (略)

② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

③～⑤ (略)

(2) (略)

4-71-2-2 テスタ等による審査

(1) 4-71-2-1 (1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置

4-70-6 (略)

4-70-6-1 (略)

4-70-6-2 性能要件

(1) 後部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

(2)～(3) (略)

4-70-6-3 取付要件

(1) 後部霧灯は、4-70-6-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

①～⑥ (略)

(2) (略)

4-71 駐車灯

4-71-1 (略)

4-71-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の3第2項関係、細目告示第52条第1項関係、細目告示第130条第1項関係)

① (略)

② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

③～⑤ (略)

(2) (略)

等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

- (2) 4-71-2-1(1)②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-71-3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-71-2-1(1) (大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、4-71-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、4-71-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-71-2-1(1)③及び④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

⑩ (略)

(2) (略)

4-71-4～5 (略)

4-71-6 (略)

4-71-6-1 (略)

4-71-6-2 性能要件

4-71-6-2-1 視認等による審査

(1) 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 駐車灯の灯光の色は、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

③～④ (略)

(2) (1)の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

① (略)

② 後面に備える駐車灯については4-69-8-2-1(1)③の基準に準じたものであること。

(3)～(4) (略)

4-71-6-2-2 テスタ等による審査

(1) 4-71-6-2-1(1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤

4-71-3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-71-2(1) (大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、4-71-2(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、4-71-2(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-71-2(1)③及び④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

⑩ (略)

(2) (略)

4-71-4～5 (略)

4-71-6 (略)

4-71-6-1 (略)

4-71-6-2 性能要件

(1) 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 駐車灯の灯光の色は、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

③～④ (略)

(2) (1)の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

① (略)

② 後面に備える駐車灯については4-69-8-2(1)③の基準に準じたものであること。

(3)～(4) (略)

色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

- (2) 4-71-6-2-1(1)②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-71-6-3 取付要件

- (1) 駐車灯は、4-71-6-2-1 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、4-71-6-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-71-6-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-71-7 (略)

4-71-7-1 (略)

4-71-7-2 性能要件

4-71-7-2-1 視認等による審査

- (1) 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であってもよい。

③～④ (略)

- (2) (1)の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

① (略)

② 前面に備える駐車灯については4-63-9-2-1③の基準に、後面に備える駐車灯については4-69-10-2-1(1)③の基準に準じたものであること。

(3)～(4) (略)

4-71-7-2-2 テスタ等による審査

- (1) 4-71-7-2-1(1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色と

4-71-6-3 取付要件

- (1) 駐車灯は、4-71-6-2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、4-71-6-2(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-71-6-2(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-71-7 (略)

4-71-7-1 (略)

4-71-7-2 性能要件

- (1) 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であってもよい。

③～④ (略)

- (2) (1)の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

① (略)

② 前面に備える駐車灯については4-63-9-2③の基準に、後面に備える駐車灯については4-69-10-2(1)③の基準に準じたものであること。

(3)～(4) (略)

して定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

- (2) 4-71-7-2-1(1)②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-71-7-3 取付要件

- (1) 駐車灯は、4-71-7-2-1（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、4-71-7-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-71-7-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- ①～⑤（略）
(2)（略）

4-72 後部上側端灯

4-72-1（略）

4-72-2 性能要件

4-72-2-1 視認等による審査

- (1) 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第37条の4第2項関係、細目告示第53条第1項関係、細目告示第131条第1項関係）

- ①（略）
② 後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。
③（略）
(2)（略）

4-72-2-2 テスタ等による審査

4-72-2-1(1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-72-3 取付要件（視認等による審査）

- (1)（略）
①～⑨（略）
⑩ 後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-72-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4-71-7-3 取付要件

- (1) 駐車灯は、4-71-7-2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、4-71-7-2(1)③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-71-7-2(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- ①～⑤（略）
(2)（略）

4-72 後部上側端灯

4-72-1（略）

4-72-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第37条の4第2項関係、細目告示第53条第1項関係、細目告示第131条第1項関係）

- ①（略）
② 後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。
③（略）
(2)（略）

4-72-3 取付要件（視認等による審査）

- (1)（略）
①～⑨（略）
⑩ 後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-72-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(参考図) (略)

(2) (略)

4-72-4 (略)

4-72-5 (略)

4-72-5-1 (略)

4-72-5-2 性能要件

4-72-5-2-1 視認等による審査

(1) 後部上側端灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。

④ (略)

(2) (略)

4-72-5-2-2 テスタ等による審査

4-72-5-2-1 (1) ③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-72-5-3 取付要件

(1) 後部上側端灯は、4-72-5-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-76 制動灯

4-76-1 (略)

4-76-2 性能要件

4-76-2-1 視認等による審査

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下4-76及び4-77において同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第56条第1項関係、細目告示第134条第1項関係）

①～② (略)

③ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。

④～⑤ (略)

(2) (略)

4-76-2-2 テスタ等による審査

(参考図) (略)

(2) (略)

4-72-4 (略)

4-72-5 (略)

4-72-5-1 (略)

4-72-5-2 性能要件

(1) 後部上側端灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。

④ (略)

(2) (略)

4-72-5-3 取付要件

(1) 後部上側端灯は、4-72-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-76 制動灯

4-76-1 (略)

4-76-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下4-76及び4-77において同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第56条第1項関係、細目告示第134条第1項関係）

①～② (略)

③ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。

④～⑤ (略)

(2) (略)

4-76-2-1(1)③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-76-3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

①～⑦ (略)

⑧ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-76-2-1(1)④に係る部分を除く。に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-76-2-1(1)④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-76-2-1(1)④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。

この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられた制動灯に係る4-76-2-1(1)④の規定の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

ア～エ (略)

(3) (略)

4-76-4 (略)

4-76-5 (略)

4-76-5-1 (略)

4-76-5-2 性能要件

4-76-5-2-1 視認等による審査

4-76-6-2-1に同じ。

4-76-5-2-2 テスタ等による審査

4-76-6-2-2に同じ。

4-76-5-3 (略)

4-76-6 (略)

4-76-6-1 (略)

4-76-6-2 性能要件

4-76-3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

①～⑦ (略)

⑧ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-76-2(1)④に係る部分を除く。に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4-76-2(1)④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-76-2(1)④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定にかかわらず、(1)②の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。

この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられた制動灯に係る4-76-2(1)④の規定の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

ア～エ (略)

(3) (略)

4-76-4 (略)

4-76-5 (略)

4-76-5-1 (略)

4-76-5-2 性能要件

4-76-6-2に同じ。

4-76-5-3 (略)

4-76-6 (略)

4-76-6-1 (略)

4-76-6-2 性能要件

4-76-6-2-1 視認等による審査

- (1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～③ (略)
④ 制動灯の灯光の色は、赤色又は橙色であること。
⑤ (略)
- (2) (略)

4-76-6-2-2 テスタ等による審査

- (1) 4-76-6-2-1 (1)④の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。
- (2) 4-76-6-2-1 (1)④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-76-6-3 取付要件

- (1) 制動灯は、4-76-6-2-1 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～⑤ (略)
- (2) (略)

4-76-7 (略)

4-76-7-1 (略)

4-76-7-2 性能要件

4-76-7-2-1 視認等による審査

- (1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～③ (略)
④ 制動灯の灯光の色は、赤色又は橙色であること。
⑤ (略)
- (2) (略)

4-76-7-2-2 テスタ等による審査

- (1) 4-76-7-2-1 (1)④の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。
- (2) 4-76-7-2-1 (1)④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-76-7-3 取付要件

- (1) 制動灯は、4-76-7-2-1 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び

- (1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～③ (略)
④ 制動灯の灯光の色は、赤色又は橙色であること。
⑤ (略)
- (2) (略)

4-76-6-3 取付要件

- (1) 制動灯は、4-76-6-2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～⑤ (略)
- (2) (略)

4-76-7 (略)

4-76-7-1 (略)

4-76-7-2 性能要件

- (1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～③ (略)
④ 制動灯の灯光の色は、赤色又は橙色であること。
⑤ (略)
- (2) (略)

4-76-7-3 取付要件

- (1) 制動灯は、4-76-7-2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び

及び小型特殊自動車にあつては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-76-8 (略)

4-76-8-1 (略)

4-76-8-2 性能要件

4-76-8-2-1 視認等による審査

4-76-9-2-1に同じ。

4-76-8-2-2 テスタ等による審査

4-76-9-2-2に同じ。

4-76-8-3 取付要件

(1) 制動灯は、4-76-9-2-1 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-76-9 (略)

4-76-9-1 (略)

4-76-9-2 性能要件

4-76-9-2-1 視認等による審査

(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～③ (略)

④ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。

⑤ (略)

(2) (略)

4-76-9-2-2 テスタ等による審査

4-76-9-2-1(1)④の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-76-9-3 取付要件

(1) 制動灯は、4-76-9-2-1 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-77 補助制動灯

4-77-1 (略)

4-77-2 性能要件

小型特殊自動車にあつては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-76-8 (略)

4-76-8-1 (略)

4-76-8-2 性能要件

4-76-9-2に同じ。

4-76-8-3 取付要件

(1) 制動灯は、4-76-9-2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-76-9 (略)

4-76-9-1 (略)

4-76-9-2 性能要件

(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～③ (略)

④ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。

⑤ (略)

(2) (略)

4-76-9-3 取付要件

(1) 制動灯は、4-76-9-2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑤ (略)

(2) (略)

4-77 補助制動灯

4-77-1 (略)

4-77-2 性能要件 (視認等による審査)

4-77-2-1 視認等による審査

(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第39条の2第2項関係、細目告示第57条第1項関係、細目告示第135条第1項関係)

① 補助制動灯は、4-76-2-1(1)③及び④の基準に準じたものであること。
この場合において、4-76-2-1(1)④の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。

② (略)

(2) (略)

4-77-2-2 テスタ等による審査

4-77-2-1(1)①の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-77-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-77-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-77-2-1(1)①に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4-77-4 (略)

4-77-5 (略)

4-77-5-1 (略)

4-77-5-2 性能要件

4-77-5-2-1 視認等による審査

(1) 補助制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 補助制動灯は、4-76-2-1(1)③及び④の基準に準じたものであること。
この場合において、4-76-2-1(1)④の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。

(2) (略)

4-77-5-2-2 テスタ等による審査

4-77-5-2-1(1)①の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の

(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第39条の2第2項関係、細目告示第57条第1項関係、細目告示第135条第1項関係)

① 補助制動灯は、4-76-2(1)③及び④の基準に準じたものであること。この場合において、4-76-2(1)④の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。

② (略)

(2) (略)

4-77-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-77-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-77-2(1)①に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4-77-4 (略)

4-77-5 (略)

4-77-5-1 (略)

4-77-5-2 性能要件

(1) 補助制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 補助制動灯は、4-76-2(1)③及び④の基準に準じたものであること。この場合において、4-76-2(1)④の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。

(2) (略)

測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-77-5-3 取付要件

(1) 補助制動灯は、4-77-5-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取り扱い、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

①～④ (略)

(2) (略)

4-77-6 (略)

4-77-6-1 (略)

4-77-6-2 性能要件

4-77-6-2-1 視認等による審査

4-77-2-1に同じ。

4-77-6-2-2 テスタ等による審査

4-77-2-2に同じ。

4-77-6-3 取付要件

4-77-3に同じ。

4-79 方向指示器

4-79-1 (略)

4-79-2 性能要件

4-79-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係)

① (略)

② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

③～④ (略)

(2) (略)

4-79-2-2 テスタ等による審査

4-79-2-1(1)②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-3 取付要件 (視認等による審査)

4-77-5-3 取付要件

(1) 補助制動灯は、4-77-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取り扱い、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

①～④ (略)

(2) (略)

4-77-6 (略)

4-77-6-1 (略)

4-77-6-2 性能要件

4-77-2に同じ。

4-77-6-3 取付要件

4-77-3に同じ。

4-79 方向指示器

4-79-1 (略)

4-79-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係)

① (略)

② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

③～④ (略)

(2) (略)

4-79-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

①～⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑩（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。

この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられた後面に備える方向指示器に係る4-79-2-1(1)③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

ア～ウ (略)

(4) (略)

4-79-4 (略)

4-79-5 (略)

4-79-5-1 (略)

4-79-5-2 性能要件

4-79-5-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

(1) (略)

(2) (略)

①～⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-79-2(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4-79-2(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4-79-2(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定にかかわらず、(2)⑤及び⑩（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。

この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられた後面に備える方向指示器に係る4-79-2(1)③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

ア～ウ (略)

(4) (略)

4-79-4 (略)

4-79-5 (略)

4-79-5-1 (略)

4-79-5-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（4-79-5-3(1)⑥に規定する方向指示器にあっては、橙色）であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（4-79-5-3(1)⑥に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。
- (2) 4-79-5に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、4-79-5-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
 - ① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。
 - ② (略)
- (3) 4-79-5に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-5-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
 - ①～③ (略)
 - ④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。
- (4) (略)

4-79-5-2-2 テスタ等による審査

- (1) 4-79-5-2-1(1)③、(2)①及び(3)④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。
- (2) 4-79-5-2-1(1)③のただし書、(2)①及び(3)④の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-5-3 取付要件

- (1) 4-79-5-2-1(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - ①～⑨ (略)
- (2) 4-79-5-2-1(2)の灯火式方向指示器は、4-79-5-2-1(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - ①～② (略)
- (3) 4-79-5-2-1(3)の腕木式方向指示器は、4-79-5-2-1(3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - ①～③ (略)
- (4) (略)

4-79-6 (略)

- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（4-79-5-3(1)⑥に規定する方向指示器にあっては、橙色）であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（4-79-5-3(1)⑥に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。
- (2) 4-79-5に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、4-79-5-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
 - ① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。
 - ② (略)
- (3) 4-79-5に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-5-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
 - ①～③ (略)
 - ④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。
- (4) (略)

4-79-5-3 取付要件

- (1) 4-79-5-2(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - ①～⑨ (略)
- (2) 4-79-5-2(2)の灯火式方向指示器は、4-79-5-2(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - ①～② (略)
- (3) 4-79-5-2(3)の腕木式方向指示器は、4-79-5-2(3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - ①～③ (略)
- (4) (略)

4-79-6 (略)

4-79-6-1 (略)

4-79-6-2 性能要件

4-79-6-2-1 視認等による審査

4-79-7-2-1に同じ。

4-79-6-2-2 テスタ等による審査

4-79-7-2-2に同じ。

4-79-6-3 取付要件

(1) 4-79-6-2-1(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑨ (略)

(2) 4-79-6-2-1(2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～② (略)

(3) 4-79-6-2-1(3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(4) (略)

4-79-7 (略)

4-79-7-1 (略)

4-79-7-2 性能要件

4-79-7-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-7-3(1)⑥に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-7-3(1)⑥に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

(2) 4-79-7に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、4-79-7-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

② (略)

(3) 4-79-7に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-7-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(4)～(5) (略)

4-79-7-2-2 テスタ等による審査

(1) 4-79-7-2-1(1)③、(2)①及び(3)④の規定による橙色の灯光の色につい

4-79-6-1 (略)

4-79-6-2 性能要件

4-79-7-2に同じ。

4-79-6-3 取付要件

(1) 4-79-6-2(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑨ (略)

(2) 4-79-6-2(2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～② (略)

(3) 4-79-6-2(3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(4) (略)

4-79-7 (略)

4-79-7-1 (略)

4-79-7-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-7-3(1)⑥に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-7-3(1)⑥に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

(2) 4-79-7に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、4-79-7-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

② (略)

(3) 4-79-7に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-7-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(4)～(5) (略)

て、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

(2) 4-79-7-2-1 (1)③のただし書、(2)①及び(3)④の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-7-3 取付要件

(1) 4-79-7-2-1 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑧ (略)

(2) 4-79-7-2-1 (2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～② (略)

(3) 4-79-7-2-1 (3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(4) (略)

4-79-8 (略)

4-79-8-1 (略)

4-79-8-2 性能要件

4-79-8-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。

(2) 4-79-8に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。

① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

② (略)

(3) 4-79-8に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(4) (略)

4-79-8-2-2 テスタ等による審査

(1) 4-79-8-2-1 (1)③、(2)①及び(3)④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照

4-79-7-3 取付要件

(1) 4-79-7-2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑧ (略)

(2) 4-79-7-2 (2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～② (略)

(3) 4-79-7-2 (3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(4) (略)

4-79-8 (略)

4-79-8-1 (略)

4-79-8-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。

(2) 4-79-8に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。

① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

② (略)

(3) 4-79-8に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(4) (略)

明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

(2) 4-79-8-2-1(1)③のただし書、(2)①及び(3)④の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-8-3 取付要件

- (1) 4-79-8-2-1(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～⑥ (略)
- (2) 4-79-8-2-1(2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～② (略)
- (3) 4-79-8-2-1(3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～③ (略)
- (4) (略)

4-79-9 (略)

4-79-9-1 (略)

4-79-9-2 性能要件

4-79-9-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～② (略)
- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-9-3(1)⑥に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-9-3(1)⑥に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。
- (2) 4-79-9に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、4-79-9-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。
② (略)
- (3) 4-79-9に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-9-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
①～③ (略)
- ④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。
(4)～(5) (略)

4-79-8-3 取付要件

- (1) 4-79-8-2(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～⑥ (略)
- (2) 4-79-8-2(2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～② (略)
- (3) 4-79-8-2(3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～③ (略)
- (4) (略)

4-79-9 (略)

4-79-9-1 (略)

4-79-9-2 性能要件

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～② (略)
- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-9-3(1)⑥に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-9-3(1)⑥に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。
- (2) 4-79-9に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、4-79-9-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。
② (略)
- (3) 4-79-9に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-9-3(1)⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
①～③ (略)
- ④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。
(4)～(5) (略)

4-79-9-2-2 テスタ等による審査

- (1) 4-79-9-2-1 (1)③、(2)①及び(3)④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。
- (2) 4-79-9-2-1 (1)③のただし書、(2)①及び(3)④の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-9-3 取付要件

- (1) 4-79-9-2-1 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～⑨ (略)
- (2) 4-79-9-2-1 (2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～② (略)
- (3) 4-79-9-2-1 (3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～③ (略)
- (4) (略)

4-79-10 (略)

4-79-10-1 (略)

4-79-10-2 性能要件

4-79-10-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～② (略)
- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（4-79-10-3 (1)⑧に規定する方向指示器にあっては、橙色）であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（4-79-10-3 (1)⑧に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。
- ④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
ア 自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2-1 (1)⑤に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置
イ～ウ (略)	(略)

- (2) 4-79-10 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合す

4-79-9-3 取付要件

- (1) 4-79-9-2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～⑨ (略)
- (2) 4-79-9-2 (2)の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～② (略)
- (3) 4-79-9-2 (3)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
①～③ (略)
- (4) (略)

4-79-10 (略)

4-79-10-1 (略)

4-79-10-2 性能要件

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～② (略)
- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（4-79-10-3 (1)⑧に規定する方向指示器にあっては、橙色）であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（4-79-10-3 (1)⑧に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。
- ④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
ア 自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2 (1)⑤に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置
イ～ウ (略)	(略)

- (2) 4-79-10 に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合す

る腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-10-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(3)～(4) (略)

4-79-10-2-2 テスタ等による審査

(1) 4-79-10-2-1(1)③及び(2)④の規定による橙色の燈光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

(2) 4-79-10-2-1(1)③のただし書及び(2)④の規定による赤色の燈光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-10-3 取付要件

(1) 4-79-10-2-1(1)の方向指示器は、4-79-10-2-1(1)（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4-72-10-2-1(1)④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑪ (略)

(2) 4-79-10-2-1(2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(3) (略)

4-79-11 (略)

4-79-11-1 (略)

4-79-11-2 性能要件

4-79-11-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の燈光の色は、黄色又は橙色であること。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2-1(1)⑤に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置

(2) 4-79-11に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。

する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-10-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(3)～(4) (略)

4-79-10-3 取付要件

(1) 4-79-10-2(1)の方向指示器は、4-79-10-2(1)（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4-72-10-2(1)④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑪ (略)

(2) 4-79-10-2(2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(3) (略)

4-79-11 (略)

4-79-11-1 (略)

4-79-11-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の燈光の色は、黄色又は橙色であること。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2(1)⑤に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置

(2) 4-79-11に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

(3) (略)

4-79-11-2-2 テスタ等による審査

4-79-11-2-1 (1)③及び(2)④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-11-3 取付要件

(1) 4-79-11-2-1 (1)の方向指示器は、4-79-11-2-1 (1) (4-72-11-2-1 (1)④を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) 4-79-11-2-1 (2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(3) (略)

4-79-12 (略)

4-79-12-1 (略)

4-79-12-2 性能要件

4-79-12-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-12-3 (1)⑧に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-12-3 (1)⑧に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
ア 自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2-1 (1)⑤に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置
イ～ウ (略)	(略)

(2) 4-79-12に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-12-3 (1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

(3)～(4) (略)

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

(3) (略)

4-79-11-3 取付要件

(1) 4-79-11-2 (1)の方向指示器は、4-79-11-2 (1) (4-72-11-2 (1)④を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑥ (略)

(2) 4-79-11-2 (2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(3) (略)

4-79-12 (略)

4-79-12-1 (略)

4-79-12-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-12-3 (1)⑧に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-12-3 (1)⑧に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
ア 自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2 (1)⑤に規定する範囲に準じた範囲におけるすべての位置
イ～ウ (略)	(略)

(2) 4-79-12に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-12-3 (1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

(3)～(4) (略)

4-79-12-2-2 テスタ等による審査

- (1) 4-79-12-2-1(1)③及び(2)④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。
- (2) 4-79-12-2-1(1)③のただし書の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-12-3 取付要件

- (1) 4-79-12-2-1(1)の方向指示器は、4-79-12-2-1(1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4-72-12-2-1(1)④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
- ①～⑪ (略)
- (2) 4-79-12-2-1(2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
- ①～③ (略)
- (3) (略)

4-79-13 (略)

4-79-13-1 (略)

4-79-13-2 性能要件

4-79-13-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ①～② (略)
- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-13-3(1)⑧に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-13-3(1)⑧に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。
- ④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2-1(1)⑤に規定する範囲に準じた範囲

⑤ (略)

- (2) 4-79-13に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合す

4-79-12-3 取付要件

- (1) 4-79-12-2(1)の方向指示器は、4-79-12-2(1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4-72-12-2(1)④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
- ①～⑪ (略)
- (2) 4-79-12-2(2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
- ①～③ (略)
- (3) (略)

4-79-13 (略)

4-79-13-1 (略)

4-79-13-2 性能要件

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ①～② (略)
- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(4-79-13-3(1)⑧に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(4-79-13-3(1)⑧に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。
- ④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
自動車の後面に備える方向指示器	4-75-7-2(1)⑤に規定する範囲に準じた範囲

⑤ (略)

- (2) 4-79-13に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合す

る腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-13-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

(3)～(4) (略)

4-79-13-2-2 テスタ等による審査

(1) 4-79-13-2-1(1)③及び(2)④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

(2) 4-79-13-2-1(1)③のただし書の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-13-3 取付要件

(1) 4-79-13-2-1(1)の方向指示器は、4-79-13-2-1(1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては4-79-13-2-1(1)④に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑪ (略)

(2) 4-79-13-2-1(2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(3) (略)

4-79-14 (略)

4-79-14-1 (略)

4-79-14-2 性能要件

4-79-14-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2-1(1)⑤に規定する範囲に準じた範囲

⑤ (略)

(2)～(3) (略)

4-79-14-2-2 テスタ等による審査

る腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、4-79-13-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

①～③ (略)

④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

(3)～(4) (略)

4-79-13-3 取付要件

(1) 4-79-13-2(1)の方向指示器は、4-79-13-2(1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては4-79-13-2(1)④に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑪ (略)

(2) 4-79-13-2(2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～③ (略)

(3) (略)

4-79-14 (略)

4-79-14-1 (略)

4-79-14-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～② (略)

③ 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
自動車の後面に備える方向指示器	4-76-7-2(1)⑤に規定する範囲に準じた範囲

⑤ (略)

(2)～(3) (略)

4-79-14-2-1(1)③の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-79-14-3 取付要件

(1) 方向指示器は、4-79-14-2-1(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあつては4-79-14-2-1(1)④に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑪ (略)

(2) (略)

4-80 補助方向指示器

4-80-1 (略)

4-80-2 性能要件

4-80-2-1 視認等による審査

(1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の2第2項関係、細目告示第60条第1項関係、細目告示第138条第1項関係)

① 補助方向指示器は、4-79-2-1(1)②の基準に準じたものであること。

② (略)

(2) (略)

4-80-2-2 テスタ等による審査

4-80-2-1(1)②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-80-3 (略)

4-80-4 (略)

4-80-5 (略)

4-80-5-1 (略)

4-80-5-2 性能要件

4-80-5-2-1 視認等による審査

(1) 補助方向指示器は、4-79-13-2-1(1)③の基準に準じたものでなければならない。

(2) (略)

4-80-5-2-2 テスタ等による審査

4-79-14-3 取付要件

(1) 方向指示器は、4-79-14-2(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあつては4-79-14-2(1)④に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①～⑪ (略)

(2) (略)

4-80 補助方向指示器

4-80-1 (略)

4-80-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の2第2項関係、細目告示第60条第1項関係、細目告示第138条第1項関係)

① 補助方向指示器は、4-79-2(1)②の基準に準じたものであること。

② (略)

(2) (略)

4-80-3 (略)

4-80-4 (略)

4-80-5 (略)

4-80-5-1 (略)

4-80-5-2 性能要件

(1) 補助方向指示器は、4-79-13-2(1)③の基準に準じたものでなければならない。

(2) (略)

4-79-13-2-2の規定を準用する。

4-80-5-3 (略)

4-80-6 (略)

4-80-6-1 (略)

4-80-6-2 **性能要件**

4-80-6-2-1 **視認等による審査**

(1) 補助方向指示器は、4-79-14-2-1(1)③の基準に準じたものでなければならない。

(2) (略)

4-80-6-2-2 **テスト等による審査**

4-79-14-2-2の規定を準用する。

4-80-6-3 (略)

4-81 **非常点滅表示灯**

4-81-1 (略)

4-81-2 **性能要件**

4-81-2-1 **視認等による審査**

(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第61条第1項関係、細目告示第139条第1項関係)

(2) (略)

4-81-2-2 **テスト等による審査**

4-81-2-1(1)の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

4-81-3 (略)

4-81-4 (略)

4-81-5 (略)

4-81-5-1 (略)

4-81-5-2 **性能要件**

4-81-5-2-1 **視認等による審査**

(1) 非常点滅表示灯については、4-79-12-2-1(1)④(表のイ及びウを除く。)の規定を準用する。

(2) (略)

(3) 非常点滅灯の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものにつ

4-80-5-3 (略)

4-80-6 (略)

4-80-6-1 (略)

4-80-6-2 **性能要件**

(1) 補助方向指示器は、4-79-14-2(1)③の基準に準じたものでなければならない。

(2) (略)

4-80-6-3 (略)

4-81 **非常点滅表示灯**

4-81-1 (略)

4-81-2 **性能要件(視認等による審査)**

(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第61条第1項関係、細目告示第139条第1項関係)

(2) (略)

4-81-3 (略)

4-81-4 (略)

4-81-5 (略)

4-81-5-1 (略)

4-81-5-2 **性能要件**

(1) 非常点滅表示灯については、4-79-12-2(1)④(表のイ及びウを除く。)の規定を準用する。

(2) (略)

(3) 非常点滅灯の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものにつ

<p>いては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-81-5-2-2 テスタ等による審査 <u>4-79-12-2-2の規定を準用する。</u></p> <p>4-81-5-3 (略)</p> <p>4-81-6 (略)</p> <p>4-81-6-1 (略)</p> <p>4-81-6-2 性能要件</p> <p>4-81-6-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-13-2-<u>1</u>(1)④の規定を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 非常点滅灯の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-81-6-2-2 テスタ等による審査 <u>4-79-13-2-2の規定を準用する。</u></p> <p>4-81-6-3 (略)</p> <p>4-81-7 (略)</p> <p>4-81-7-1 (略)</p> <p>4-81-7-2 性能要件</p> <p>4-81-7-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-14-2-<u>1</u>(1)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-7-2-2 テスタ等による審査 <u>4-79-14-2-2の規定を準用する。</u></p> <p>4-81-7-3 (略)</p> <p>4-81-8 (略)</p> <p>4-81-8-1 (略)</p> <p>4-81-8-2 性能要件</p> <p>4-81-8-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-2-<u>1</u>(1) (③の表ロ、ハ及びニを除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-8-2-2 テスタ等による審査 <u>4-79-2-2の規定を準用する。</u></p> <p>4-81-8-3 (略)</p>	<p>いては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-81-5-3 (略)</p> <p>4-81-6 (略)</p> <p>4-81-6-1 (略)</p> <p>4-81-6-2 性能要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-13-2(1)④の規定を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 非常点滅灯の灯光の色は、黄色又は橙色であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-81-6-3 (略)</p> <p>4-81-7 (略)</p> <p>4-81-7-1 (略)</p> <p>4-81-7-2 性能要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-14-2(1)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-7-3 (略)</p> <p>4-81-8 (略)</p> <p>4-81-8-1 (略)</p> <p>4-81-8-2 性能要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-2(1) (③の表ロ、ハ及びニを除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-8-3 (略)</p>
--	--

4-81の2 緊急制動表示灯

4-81の2-1 (略)

4-81の2-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

① 緊急制動表示灯として制動灯及び補助制動灯を使用するときは、4-76-2-1(1)及び4-77-2-1(1)に定める基準

② 緊急制動表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するときは、4-79-2-1(1)及び4-80-2-1(1)に定める基準

(3) (略)

4-81の2-3 (略)

5-63 車幅灯

5-63-1 (略)

5-63-2 性能要件

5-63-2-1 視認等による審査

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第201条第1項関係)

① (略)

② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、橙色であつてもよい。

③～④ (略)

(2) (略)

5-63-2-2 テスタ等による審査

5-63-2-1(1)②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-63-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑪ (略)

⑫ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-63-2-1(1)〔大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、5-63-2-1(1)③に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては5-63-2-1(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあつては5-63-2-1(1)③の基準中「内側方向

4-81の2 緊急制動表示灯

4-81の2-1 (略)

4-81の2-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

① 緊急制動表示灯として制動灯及び補助制動灯を使用するときは、4-76-2(1)及び4-77-2(1)に定める基準

② 緊急制動表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するときは、4-79-2(1)及び4-80-2(1)に定める基準

(3) (略)

4-81の2-3 (略)

5-63 車幅灯

5-63-1 (略)

5-63-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第201条第1項関係)

① (略)

② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、橙色であつてもよい。

③～④ (略)

(2) (略)

5-63-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑪ (略)

⑫ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-63-2(1)〔大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては、5-63-2(1)③に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては5-63-2(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあつては5-63-2(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内

45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられた側方灯が5-63-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5-63-2-1(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。】を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、5-63-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5-63-4 (略)

5-66 側方灯

5-66-1 (略)

5-66-2 性能要件

5-66-2-1 視認による審査

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第2項関係、細目告示第204条第1項関係)

① (略)

② 側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であってもよい。

③～⑤ (略)

(2) (略)

5-66-2-2 テスタ等による審査

(1) 5-66-2-1(1)②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

(2) 5-66-2-1(1)②のただし書の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-66-3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられた側方灯が5-63-2(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5-63-2(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。】を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、5-63-2(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5-63-4 (略)

5-66 側方灯

5-66-1 (略)

5-66-2 性能要件（視認による審査）

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第2項関係、細目告示第204条第1項関係)

① (略)

② 側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であつて尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であってもよい。

③～⑤ (略)

(2) (略)

5-66-3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

①～⑩ (略)

⑫ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-66-2-1(1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5-66-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合)にあっては、5-66-2-1(1)③及び④の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が5-79-2-1(1)③表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-66-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5-66-4 (略)

5-69 尾灯

5-69-1 (略)

5-69-2 性能要件

5-69-2-1 視認等による審査

(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第206条第1項関係)

① (略)

② 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

③～④ (略)

(2) (略)

5-69-2-2 テスタ等による審査

5-69-2-1(1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-69-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～⑨ (略)

①～⑩ (略)

⑫ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-66-2(1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5-66-2(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合)にあっては、5-66-2(1)③及び④の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が5-79-2(1)③表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-66-2(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5-66-4 (略)

5-69 尾灯

5-69-1 (略)

5-69-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第206条第1項関係)

① (略)

② 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

③～④ (略)

(2) (略)

5-69-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～⑨ (略)

⑩ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-69-2-1 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5-69-2-1 (1)③に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合)にあっては、5-69-2-1 (1)③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 5-69-2-1 (1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 5-69-2-1 (1)③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-69-2-1 (1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた尾灯に係る 4-69-2-1 (1)③の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア～エ (略)

(3) (略)

5-69-4 (略)

5-70 後部霧灯

5-70-1 (略)

5-70-2 性能要件

5-70-2-1 視認等による審査

(1) 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 207 条第 1 項関係)

① (略)

② 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

③ (略)

⑩ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-69-2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5-69-2 (1)③に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合)にあっては、5-69-2 (1)③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 5-69-2 (1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 5-69-2 (1)③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-69-2 (1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1)の規定にかかわらず、(1)②の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた尾灯に係る 4-69-2 (1)③の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア～エ (略)

(3) (略)

5-69-4 (略)

5-70 後部霧灯

5-70-1 (略)

5-70-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 207 条第 1 項関係)

① (略)

② 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

③ (略)

(2) (略)

5-70-2-2 テスタ等による審査

5-70-2-1 (1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-70-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑬ (略)

⑭ 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-70-2-1 (1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5-70-4 (略)

5-71 駐車灯

5-71-1 (略)

5-71-2 性能要件

5-71-2-1 視認等による審査

(1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の3第2項関係、細目告示第208条第1項関係)

① (略)

② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

③～⑤ (略)

(2) (略)

5-71-2-2 テスタ等による審査

(1) 5-71-2-1 (1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

(2) 5-71-2-1 (1)②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-71-3 取付要件 (視認等による審査)

(2) (略)

5-70-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑬ (略)

⑭ 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-70-2 (1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5-70-4 (略)

5-71 駐車灯

5-71-1 (略)

5-71-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の3第2項関係、細目告示第208条第1項関係)

① (略)

② 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

③～⑤ (略)

(2) (略)

5-71-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-71-2-1(1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、5-71-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、5-71-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-71-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

⑩ (略)

(2) (略)

5-71-4 (略)

5-72 後部上側端灯

5-72-1 (略)

5-72-2 性能要件

5-72-2-1 視認等による審査

(1) 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の4第2項関係、細目告示第209条第1項関係)

① (略)

② 後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。

③ (略)

(2) (略)

5-72-2-2 テスタ等による審査

5-72-2-1(1)②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-72-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～⑨ (略)

⑩ 後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-72-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

(1) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-71-2(1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、5-71-2(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、5-71-2(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-71-2(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

⑩ (略)

(2) (略)

5-71-4 (略)

5-72 後部上側端灯

5-72-1 (略)

5-72-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の4第2項関係、細目告示第209条第1項関係)

① (略)

② 後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。

③ (略)

(2) (略)

5-72-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～⑨ (略)

⑩ 後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-72-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5-72-4 (略)

5-76 制動灯

5-76-1 (略)

5-76-2 性能要件

5-76-2-1 視認等による審査

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下5-76及び5-77において同じ。）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第212条第1項関係）

①～② (略)

③ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。

④～⑤ (略)

(2) (略)

5-76-2-2 テスタ等による審査

5-76-2-1 (1)③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-76-3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

①～⑦ (略)

⑧ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-76-2-1 (1) (大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、5-76-2-1 (1)④に係る部分を除く。) に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-76-2-1 (1)に掲げた性能のうち5-76-2-1 (1)④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-76-2-1 (1)④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。

ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。

5-72-4 (略)

5-76 制動灯

5-76-1 (略)

5-76-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下5-76及び5-77において同じ。）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第212条第1項関係）

①～② (略)

③ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。

④～⑤ (略)

(2) (略)

5-76-3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

①～⑦ (略)

⑧ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-76-2 (1) (大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、5-76-2 (1)④に係る部分を除く。) に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-76-2 (1)に掲げた性能のうち5-76-2 (1)④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-76-2 (1)④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定にかかわらず、(1)②の基準は適用しない。

ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた制動灯に係る 4-76-2-1(1)④の適用に当たって、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア～エ (略)

(3) (略)

5-76-4 (略)

5-77 補助制動灯

5-77-1 (略)

5-77-2 性能要件

5-77-2-1 視認等による審査

(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 213 条第 1 項関係)

① 補助制動灯は、5-76-2-1(1)③及び④の基準に準じたものであること。この場合において、5-76-2-1(1)④の基準中「上方 15° の平面及び下方 15° の平面」とあるのは「上方 10° の平面及び下方 5° の平面」と、「45° の平面」とあるのは「10° の平面」とする。

② (略)

(2) (略)

5-77-2-2 テスタ等による審査

5-77-2-1(1)①の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-77-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-77-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-77-2-1(1)①に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合であっても、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5-77-4 (略)

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた制動灯に係る 4-76-2(1)④の適用に当たって、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア～エ (略)

(3) (略)

5-76-4 (略)

5-77 補助制動灯

5-77-1 (略)

5-77-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 213 条第 1 項関係)

① 補助制動灯は、5-76-2(1)③及び④の基準に準じたものであること。この場合において、5-76-2(1)④の基準中「上方 15° の平面及び下方 15° の平面」とあるのは「上方 10° の平面及び下方 5° の平面」と、「45° の平面」とあるのは「10° の平面」とする。

② (略)

(2) (略)

5-77-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①～⑧ (略)

⑨ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-77-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-77-2(1)①に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合であっても、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5-77-4 (略)

5-79 方向指示器

5-79-1 (略)

5-79-2 性能要件

5-79-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係)

① (略)

② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

③～④ (略)

(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、5-79-2-1(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第215条第2項関係)

①～② (略)

5-79-2-2 テスタ等による審査

5-79-2-1(1)②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-79-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

①～⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては5-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあって

5-79 方向指示器

5-79-1 (略)

5-79-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係)

① (略)

② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

③～④ (略)

(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、5-79-2(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第215条第2項関係)

①～② (略)

5-79-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

①～⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては5-79-2(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-79-2(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあって

っては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- (3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑩(被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれら自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。

この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられた後面に備える方向指示器に係る5-79-2-1(1)③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

ア～ウ (略)

- (4) (略)

5-79-4 (略)

5-80 補助方向指示器

5-80-1 (略)

5-80-2 性能要件

5-80-2-1 視認等による審査

- (1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の2第2項関係、細目告示第216条第1項関係)

① 補助方向指示器は、5-79-2-1(1)②の基準に準じたものであること。

② (略)

- (2) (略)

5-80-2-2 テスタ等による審査

5-80-2-1(1)①の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-80-3～4 (略)

5-81 非常点滅表示灯

5-81-1 (略)

5-81-2 性能要件

5-81-2-1 視認等による審査

- (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その

は、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- (3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定にかかわらず、(2)⑤及び⑩(被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれら自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。

この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられた後面に備える方向指示器に係る5-79-2(1)③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

ア～ウ (略)

- (4) (略)

5-79-4 (略)

5-80 補助方向指示器

5-80-1 (略)

5-80-2 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の2第2項関係、細目告示第216条第1項関係)

① 補助方向指示器は、5-79-2(1)②の基準に準じたものであること。

② (略)

- (2) (略)

5-80-3～4 (略)

5-81 非常点滅表示灯

5-81-1 (略)

5-81-2 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その

他適切な方法により審査したときに、5-79-2-1(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係)

(2) (略)

5-81-2-2 テスタ等による審査

5-81-2-1(1)の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-81-3~4 (略)

5-81の2 緊急制動表示灯

5-81の2-1 (略)

5-81の2-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

① 緊急制動表示灯として制動灯及び補助制動灯を使用するときは、5-76-2-1(1)及び5-77-2-1(1)に定める基準

② 緊急制動表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するときは、5-79-2-1(1)及び5-80-2-1(1)に定める基準

(3) (略)

5-81の2-3 (略)

附 則 (平成21年5月29日検査法人規程第1号)

この規程は、平成21年6月8日から施行する。

ただし、別添2の別表第2の規定については、平成21年6月1日から施行する。

別添9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

1.~2.4. (略)

2.5. 測定機器による灯光の色の測定方法

測定機器により灯光の色を測定する場合には、次のとおりとする。

2.5.1. 測定機器

測定機器は、国際照明委員会(CIE)規格15.2.に定める色度座標(x,y)(以下、「色度座標」という。)の値が小数点以下第三位まで求められる性能を有するとともに、JIS C 1609-1「照度計」4.1に規定される一般型AA級照度計と同等以上の性能を有したものであること。

2.5.2. 測定条件

2.5.2.1. 自動車は停止状態とし、測定する灯火器の灯光の色が安定した状態とすること。この場合、測定する灯火器の灯光の色に影響を与える灯火は消灯した状態とすること。

他適切な方法により審査したときに、5-79-2(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係)

(2) (略)

5-81-3~4 (略)

5-81の2 緊急制動表示灯

5-81の2-1 (略)

5-81の2-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

① 緊急制動表示灯として制動灯及び補助制動灯を使用するときは、5-76-2(1)及び5-77-2(1)に定める基準

② 緊急制動表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するときは、5-79-2(1)及び5-80-2(1)に定める基準

(3) (略)

5-81の2-3 (略)

別添9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

1.~2.4. (略)

2.5.2.2. 測定機器の受光面に測定する灯火器の灯光以外の光が入らないよう、カバー等で適切に遮蔽すること。

2.5.3. 測定方法

2.5.3.1. 測定する灯火器毎の照明部における、光源の中心（光源の中心が判断できないもの及び複数の光源を有する灯火器の場合、灯光が最も明るく見える位置）と測定器の受光面中心を一致させて、色度座標の値を測定すること。

2.5.3.2. 2.5.3.1. で測定する位置以外の照明部において、灯光の色に著しいむらを確認できる場合には、当該位置についても色度座標の値を測定すること。

2.5.4. 灯光の色の色度座標の範囲

2.5.4.1. 灯光の色が「橙色」の場合は、2.5.3.により測定された全ての色度座標の値が、以下の境界線によって定められた範囲内にあること。

A12 緑との境界 : $y = x - 0.100$

A23 スペクトル軌跡

A34 赤との境界 : $y = 0.380$

A41 白との境界 : $y = 0.778 - 0.670x$

交点は以下のとおりである。

x	y
---	---

A1 : 0.526 0.426

A2 : 0.550 0.450

A3 : 0.619 0.380

A4 : 0.594 0.380

2.5.4.2. 灯光の色が「赤色」の場合は、2.5.3.により測定された全ての色度座標の値が、以下の境界線によって定められた範囲内にあること。

R12 黄との境界 : $y = 0.345$

R23 スペクトル軌跡

R34 紫の直線（スペクトル軌跡の赤と青の両端の間の紫色の範囲を横切る直線）

R41 紫との境界 : $y = 0.948 - x$

交点は以下のとおりである。

x	y
---	---

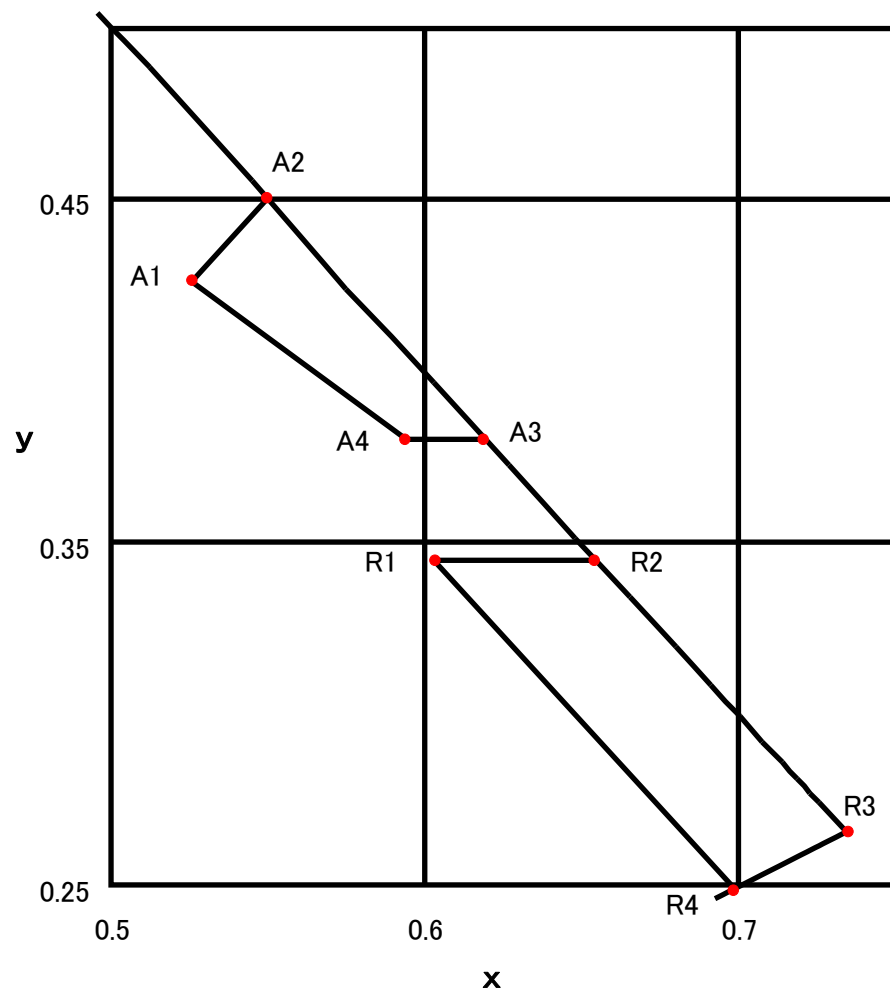
R1 : 0.603 0.345

R2 : 0.655 0.345

R3 : 0.735 0.265

R4 : 0.699 0.249

(参考図) 国際照明委員会 (CIE) 規格15.2. に定める色度座標 (縮尺不等)



別表第2 (別添2の別表第1「別添13「二輪車の制動装置の技術基準」欄⑤関係)
二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表
(1) 川崎重工業株式会社

別表第2 (別添2の別表第1「別添13「二輪車の制動装置の技術基準」欄⑤関係)
二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表
(1) 川崎重工業株式会社

車名型式	原動機型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	原動機型式	通称名	主な輸出先	備考
カワサキ ZX900A～ BC- EJ650A	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カワサキ BC- VN900B	VN900BE	15643 (H18.12. 19)	バルカン 900 クラシック	JKAVN900BBA000000	VN900B E	VN900 CLASSIC	EU	
〃	〃	〃	〃	JKAVN2B1*7A000000	〃	VULCAN 900 CLASSIC	US オーストラリア	
〃	〃	〃	バルカン 900 カスタム	JKAVN900CCA000000	〃	VN900 Custom	EU	
〃	〃	〃	〃	JKAVN2C1*7A000000	〃	VULCAN 900 Custom	US オーストラリア	

(2) (略)

(3) 本田技研工業株式会社

車名・型式	原動機型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	原動機型式	通称名	主な輸出先	備考
ホンダ・ BC-PC35 ～ EBL- RC55	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ホンダ・ EBL- SC59	SC59E	16127 (H20.6.10)	CBR1000 RR	JH2SC590*8K020001	SC59E	CBR1000 RR	US・ カナダ	

車名型式	原動機型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	原動機型式	通称名	主な輸出先	備考
カワサキ ZX900A～ BC- EJ650A	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) 本田技研工業株式会社

車名・型式	原動機型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	原動機型式	通称名	主な輸出先	備考
ホンダ・ BC-PC35 ～ EBL- RC55	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)